

## 知的障がい者・知的障がい行政への国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」において、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」においてそれぞれ定義されている。

ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」において知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

そのため、身体障がい者手帳及び精神障がい者手帳については、それぞれの法律に基づき交付・運用されているが、知的障がい者の療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断で定められた実施要項により、交付・運用されている。その結果、知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差が生じ、自閉症の方への療育手帳の交付については、都道府県等によって対応が異なるなどの事態が起こっている。

については、国におかれては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等を踏まえた障がいの程度区分の基準やその判定方法の在り方を検討し、手帳制度をはじめとする知的障がい行政について法律による全国共通の施策として展開するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 23 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志